

(3) スポーツ少年団普及活動事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 公益財団法人佐賀県スポーツ協会（以下「本協会」という。）は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図るとともに、指導者の資質向上を目的とする事業に経費の一部として、予算の範囲内において補助金を交付する。

(対象事業)

第2条 この事業は、市町スポーツ少年団が実施する普及活動及び指導者研修会等について助成する。

(対象経費)

第3条 対象経費は下記のとおりとする。

謝金、会場諸費（借上料・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費）

(補助金の交付決定)

第4条 本協会会長（以下「会長」という。）は、市町スポーツ少年団よりの交付申請書（様式1-1）の提出があった場合は、スポーツ少年団常任委員会の審査結果に基づき、補助金の交付決定を行い申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、14日とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は下記のとおりとする。

- (1) 補助金の額は、1事業に対し50,000円を限度とする。
- (2) この補助金は、概算払いで支払うものとする。
- (3) 補助金交付請求書は、様式3のとおりとする。
- (4) 補助金は、事業実施の結果、剰余金を生じた場合、あるいは対象経費が50,000円に満たなかった場合は補助金交付額との差額を本協会に返還するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式4-1）を添付して会長に提出しなければならない。

(事業の事務処理)

第7条 この事業に伴う各経費の領収書等関係書類は実施市町スポーツ少年団で5年間保管する。なお、領収書等会計関係書類は必要に応じて本協会に提出できるようにする。

(監 査)

第8条 本協会は必要に応じ事業の実施状況を聴取し、または事務の取扱について監査することができるものとする。

(事業計画の変更)

第9条 事業計画に記載された内容に著しく変更を生じたときは、本協会に対し速やかに、その旨を連絡し指示を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、昭和54年度の補助金から適用する。
- 2 平成23年6月10日一部改正
- 3 平成24年5月7日一部改正
- 4 平成25年4月1日一部改正
- 5 平成26年4月1日一部改正
- 6 平成26年6月10日一部改正
- 7 平成28年3月10日一部改正
- 8 平成29年3月7日一部改正
- 9 平成31年3月14日一部改正、4月1日施行。